

一般財団法人公衆保健協会行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和元年7月1日～令和3年6月30日までの3年間

2. 内容

目標1 年次有給休暇の取得状況を現状よりも改善する。

<対策>

令和元年7月1日～令和3年6月30日

- ・年次有給休暇の取得状況を把握する

令和元年7月1日～令和3年6月30日

- ・年次有給休暇の取得に向けて職員に対し啓発活動を図る

目標2 所定外労働時間を現状よりも改善する。

<対策>

令和元年7月1日～令和3年6月30日

- ・所定外労働の実態の把握

令和元年7月1日～令和3年6月30日

- ・ノー残業デーを設定・実施し、残業時間の抑制を図る（週1回など）

目標3 家族を介護する職員が利用できる始業・就業時刻の繰り上げ又は繰り下げの制度を導入する。

<対策>

令和元年7月1日～令和3年6月30日

- ・職員のニーズの把握、各部署における問題点の検討開始

令和元年7月1日～令和3年6月30日

- ・制度導入及び周知

目標4 男性職員の子の育児休業（休暇）の取得を促進する。

<対策>

令和元年7月1日～令和3年6月30日

- ・職員のニーズの把握、各部署における問題点の検討開始

令和元年7月1日～令和3年6月30日

- ・制度周知及び対象職員への呼びかけ